

令和 8 年 度

青森県立八戸高等支援学校 入 学 者 募 集 要 項

青森県立八戸高等支援学校

〒031-0841

青森県八戸市大字鮫町字小舟渡平9-291

【電 話】 0178-32-2854

【FAX】 0178-32-2857

普 通 科

1 募 集 人 員

30人

2 出 願 資 格

本校の普通科に出願することができる者は、知的障がい者で、次に掲げる者とする。

- (1) 令和8年3月に特別支援学校の中学部又は中学校及びこれに準ずる学校（以下「中学校」という。）を卒業する見込みの者
- (2) 特別支援学校中学部（盲学校、聾学校及び養護学校中学部を含む。）又は中学校を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者

3 出 願 の 制 限

- (1) 出願は、1人、1校1学科に限るものとする。
- (2) 本校に出願した場合は、県立高等学校に出願できない。
- (3) (1)にかかわらず、本校の産業科又は青森県立青森第二高等養護学校に出願し、合格しなかった場合は、本校の普通科に出願することができる。

4 出 願 の 手 続

(1) 出願書類

出願に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 入学願書（特様式第1号）

イ 調査書（特様式第2号）

ただし、2 出願資格(3)に該当する者は、調査書に代えて、次の書類を提出すること。

㊦ 入学出願資格に関する証明書

㊧ 最終在籍学校又は中学校卒業程度認定試験の成績証明書

㊨ 令和7年4月1日以降に検査を受けた健康診断書

ウ 愛護手帳（療育手帳）の写し。愛護手帳を所持していない者あるいは申請中の者は医師による知的障がい者であることの証明書

エ その他

学習の習得状況に関する書類（本校が指定する様式）

(2) 出願用紙の交付

ア 出願用紙は、本校において交付する。出願者の在学（出身）の学校の校長は、出願用紙申込書（特様式第3号）を提出する。なお、郵便により出願用紙を請求する場合は、必ず送付用封筒（郵便番号住所記入、宛名明記、切手貼付。）を同封の上、申し込むこと。

イ 交付期間

令和7年11月4日（火）～令和7年12月23日（火）（土曜日、日曜日、休日を除く。）

(3) 入学願書等の提出

ア 出願者は、入学願書（特様式第1号）に必要事項を記入の上、在学（出身）の学校の校長に提出する。

イ 出願者の在学（出身）の学校の校長は、次の書類を、定める受付期間内に、本校の校長に提出する。

(ア) 入学願書（特様式第1号）

(イ) 調査書（特様式第2号）

(ウ) 愛護手帳（療育手帳）の写し。愛護手帳を所持していない者あるいは申請中の者は医師による知的障がい者であることの証明書

(エ) その他

- ・学習の習得状況に関する書類（本校が指定する様式）

- ・受検票等送付用封筒 角形2号

- ・合否結果等送付用封筒 角形2号

（封筒については原則として簡易書留。郵便番号住所記入、宛名明記、620円分の切手貼付。中学校等が直接本校に取りに来る場合は、切手は不要で、あらかじめ封筒に明記。）

ウ 本校の産業科に出願し、合格しなかった場合に、本校普通科への出願を希望する者については、入学願書等の再提出は不要とする。

エ 青森県立青森第二高等養護学校に出願し、合格しなかった場合に、本校の普通科への出願を希望する者については、上記の4(3)イ(エ)「学習の習得状況に関する書類（本校が指定する様式）」に、普通科受検に係る書類送付用封筒及び合格結果送付用封筒（封筒については原則として簡易書留。郵便番号住所記入、宛名明記、620円分の切手貼付。中学校等が直接本校に取りに来る場合は、切手は不要で、あらかじめ封筒に明記。）を添えて、速やかに本校の校長に郵送又は持参にて提出する。

(4) 入学願書の受付

ア 入学願書等の受付期間は、令和8年1月7日（水）から令和8年1月14日（水）までとする。受付時間は、9時から16時までとする。

イ 郵送の場合は、受付期間の最終日における受付時間内に到着しなければならない。

(5) 受検票の交付

受検番号を記入し校長印を押した受検票を、出願者の在学（出身）の学校の校長を通じ出願者に交付する。

5 県外に住所を有する者の出願手続

(1) 県外に住所を有する者が本校に出願する場合は、高等部出願承認申請書（特様式第4号）を青森県教育委員会に提出し、承認を得なければならない。

(2) (1) による承認の得られない者の入学願書（特様式第1号）は受理しない。

6 選抜の実施日時等

(1) 日時

令和8年2月25日（水）

ア 受検番号 1～： 9時から10時30分まで

イ 受検番号 101～： 10時10分から11時40分まで

※普通科のみ出願する者の受付時間、面接時間は、受検票を発送する際に通知する。

※本校の産業科に出願する者のうち、合格しなかった場合に本校普通科を受検する者の受付・面接の時間は、産業科入学者選抜の結果に係る通知文書を発送する際に通知する。

※青森県立青森第二高等養護学校に出願する者のうち、合格しなかった場合に本校普通科を受検する者の受付・面接の時間は、出願書類受付後に出願者の在学（出身）の学校の校長を通じ出願者に通知する。

(2) 会場

青森県立八戸高等支援学校

住所 八戸市大字鮫町字小舟渡平9-291

電話 0178-32-2854

(3) 面接・面談

ア 面接は出願者、面談は保護者等（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）に対して行うので、受検には保護者等が必ず同伴すること。

イ まず出願者一人で面接を行い、その後保護者等と一緒に面談を行う。

(4) 日程

受検番号 1～		受検番号 101～	
時間	内容	時間	内容
8:30～ 8:45	受付①	9:40～ 9:55	受付③
8:45～ 9:00	受付②	9:55～10:10	受付④
9:00～ 9:10	オリエンテーション	10:10～10:20	オリエンテーション
9:20～ 9:50	面接・面談①	10:30～11:00	面接・面談③
9:50～10:20	面接・面談②	11:00～11:30	面接・面談④
10:00～10:10	事務連絡①	11:10～11:20	事務連絡③
10:20～10:30	事務連絡②	11:30～11:40	事務連絡④

(5) 持参するもの

受検票

※本校の産業科又は青森県立青森第二高等養護学校に出願する者のうち、合格しなかった場合に本校普通科を受検する者は、本校の産業科又は青森県立青森第二高等養護学校の受検で使用した受検票を持参する。

(6) その他

出願者が、病気、交通事故その他やむを得ない事由によって、受検が不可能になったり受付時間に遅れたりする場合には、保護者等は、直ちにその事由を在学（出身）の学校の校長に連絡し、在学（出身）の学校の校長は、生徒名及びその事由について本校の校長に報告する。

7 選抜の方法

- (1) 入学者の選抜に当たっては、調査書、面接に基づき公正かつ総合的に判定するものとする。
- (2) 病気、交通事故その他やむを得ない事由によって、面接の全部又は一部を受けることができなかった者については、本校の校長が事情を調査の上、調査書等によって選抜を行う。

8 合格者の発表及び通知

(1) 日時

令和8年3月4日（水） 9時

(2) 方法

ア 青森県立八戸高等支援学校生徒玄関前において受検番号で発表するとともに、9時から16時まで青森県立八戸高等支援学校ウェブサイト上に掲載する。

イ 出願者の在学（出身）の学校の校長に通知する。

9 合格者説明会

合格者及びその保護者等を対象に、下記のとおり実施する。

- (1) 日時
令和8年3月10日（火）14時から15時30分まで
- (2) 会場
青森県立八戸高等支援学校
住所 八戸市大字鯨町字小舟渡平9-291
電話 0178-32-2854

産 業 科

1 募 集 人 員

16人

2 出 願 資 格

本校の産業科に出願することができる者は、知的障がい者で、次に掲げる者とする。

- (1) 令和8年3月に特別支援学校の中学部又は中学校及びこれに準ずる学校（以下「中学校」という。）を卒業する見込みの者
- (2) 特別支援学校中学部（盲学校、聾学校及び養護学校中学部を含む。）又は中学校を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者

3 出願の制限

- (1) 出願は、1人、1校1学科に限るものとする。
- (2) 本校の産業科に出願した者は、県立高等学校に出願できない。
- (3) (1)にかかわらず、本校の産業科に出願し、合格しなかった場合は、知的障がい者である生徒に対する教育を行う特別支援学校（本校を含む。）の普通科に出願することができる。

4 出願の手続

(1) 出願書類

出願に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 入学願書（特様式第1号）

イ 調査書（特様式第2号）

ただし、2 出願資格(3)に該当する者は、調査書に代えて、次の書類を提出すること。

㊦ 入学出願資格に関する証明書

㊧ 最終在籍学校又は中学校卒業程度認定試験の成績証明書

㊨ 令和7年4月1日以降に検査を受けた健康診断書

ウ 愛護手帳（療育手帳）の写し。愛護手帳を所持していない者あるいは申請中の者は医師による知的障がい者であることの証明書

エ その他

学習の習得状況に関する書類（本校が指定する様式）

(2) 出願用紙の交付

ア 出願用紙は、本校において交付する。出願者の在学（出身）の学校の校長は、出願用紙申込書（特様式第3号）を提出する。なお、郵便により出願用紙を請求する場合は、必ず送付用封筒（郵便番号住所記入、宛名明記、切手貼付。）を同封の上、申し込むこと。

イ 交付期間

令和7年11月4日（火）～令和7年12月23日（火）（土曜日、日曜日、休日を除く。）

(3) 入学願書等の提出

ア 出願者は、入学願書（特様式第1号）に必要事項を記入の上、在学（出身）の学校の校長に提出する。

イ 出願者の在学（出身）の学校の校長は、次の書類を、定める受付期間内に、本校

の校長に提出する。

(7) 入学願書（特様式第1号）

(8) 調査書（特様式第2号）

(9) 愛護手帳（療育手帳）の写し。愛護手帳を所持していない者あるいは申請中の者は医師による知的障がい者であることの証明書

(10) その他

- ・学習の習得状況に関する書類（本校が指定する様式）

- ・受検票等送付用封筒 角形2号

- ・合否結果等送付用封筒 角形2号

（封筒については原則として簡易書留。郵便番号住所記入、宛名明記、620円分の切手貼付。中学校等が直接本校に取りに来る場合は、切手は不要で、あらかじめ封筒に明記。）

(4) 入学願書の受付

ア 入学願書等の受付期間は、令和8年1月7日（水）から令和8年1月14日（水）までとする。受付時間は、9時から16時までとする。

イ 郵送の場合は、受付期間の最終日における受付時間内に到着しなければならない。

(5) 受検票の交付

受検番号を記入し校長印を押した受検票を、出願者の在学（出身）の学校の校長を通じ出願者に交付する。

5 県外に住所を有する者の出願手続

(1) 県外に住所を有する者が本校に出願する場合は、高等部出願承認申請書（特様式第4号）を青森県教育委員会に提出し、承認を得なければならない。

(2) (1)による承認の得られない者の入学願書（特様式第1号）は受理しない。

6 選抜の実施日時等

(1) 日時

令和8年1月29日（木）8時30分から14時40分まで

(2) 会場

青森県立八戸高等支援学校

住所 八戸市大字鮫町字小舟渡平9-291

電話 0178-32-2854

(3) 諸検査

ア 学力検査

国語及び数学の2教科

イ 集団行動・作業能力等検査

(4) 面接・面談

ア 面接は出願者、面談は保護者等（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）に対して行うので、受検には保護者等が必ず同伴すること。

イ まず出願者一人で面接を行い、その後保護者等と一緒に面談を行う。

(5) 日程

時 間	諸 検 査 等
8 : 1 0 ～ 8 : 3 0	受付
8 : 3 0 ～ 8 : 4 0	オリエンテーション
8 : 4 0 ～ 8 : 4 5	学力検査についての説明（国語）
8 : 4 5 ～ 9 : 1 5	学力検査（国語）
9 : 2 5 ～ 9 : 3 0	学力検査についての説明（数学）
9 : 3 0 ～ 1 0 : 0 0	学力検査（数学）
1 0 : 1 0 ～ 1 4 : 4 0	着替え・集団行動・作業能力等検査 着替え・面接・面談 (1 2 : 0 0 ～ 1 2 : 4 0 昼食・休憩)

(6) 当日の服装

当日は、制服で来校すること。学力検査終了後にトレーニングウェアに着替え、集団行動・作業能力等検査を行う。昼食終了後に制服へ着替え、面接は制服で行う。

(7) 持参するもの

- ・受検票 ・筆記用具 {鉛筆（シャープペンシル可）、消しゴム}
- ・トレーニングウェア ・上履き ・着替え入れ袋
- ・昼食（校外に出での食事はできません。）

(8) その他

出願者が、病気、交通事故その他やむを得ない事由によって、受検が不可能になったり受付時間に遅れたりする場合には、保護者等は、直ちにその理由と、場合によっては、追検査受検希望の有無を在学（出身）の学校の校長に連絡し、在学（出身）の学校の校長は、生徒名及びその事由、場合によっては、追検査受検希望の有無について本校の校長に報告する。

7 選抜の方法

- (1) 入学者の選抜に当たっては、調査書、面接、学力検査及び集団行動・作業能力等検査に基づき公正かつ総合的に判定するものとする。
- (2) 病気、交通事故その他やむを得ない事由によって、諸検査及び面接の全部又は一部を受けることができなかった者については、別に定めるところにより、追検査によって選抜を行うものとする。

8 合格者の発表及び通知

(1) 日時

令和8年2月9日（月） 9時

(2) 方法

ア 青森県立八戸高等支援学校生徒玄関前において受検番号で発表するとともに、9時から16時まで青森県立八戸高等支援学校ウェブサイト上に掲載する。

イ 出願者の在学（出身）の学校の校長に通知する。

9 合格者説明会

合格者及びその保護者等を対象に、下記のとおり実施する。

- (1) 日時
令和8年3月10日（火）14時から15時30分まで
- (2) 会場
青森県立八戸高等支援学校
住所 八戸市大字鯨町字小舟渡平9-291
電話 0178-32-2854

産業科入学者選抜追検査取扱要項

1 追検査を受検できる者

本検査の全部又は一部をやむを得ない事由により欠席し、かつ追検査の受検を希望する者とする。

2 出願手続

- (1) 出願者が、病気、交通事故その他やむを得ない事由により本検査を欠席する場合、在学（出身）中学校又は在学（出身）特別支援学校中学部の校長は、あらかじめ、青森県立八戸高等支援学校の校長（以下「本校の校長」という。）に電話で欠席の連絡をすること。
- (2) 本検査を欠席した者（一部欠席者を含む）の追検査受検の有無について、在学（出身）中学校等の校長は、本校の校長に、令和8年1月29日（木）14時までに電話で連絡すること。なお、希望する者については、受検番号及び氏名を伝え、併せて「令和8年度青森県立特別支援学校高等部産業科入学者選抜追検査受検希望届」（特様式第6号、以下「追検査受検希望届」という。）を作成し、FAXで送信した上で、速やかに郵送すること。「調査書」は、本検査出願の際に提出しているため、再提出は不要とする。
- (3) (2)により電話で連絡を受けた本校の校長は令和8年1月29日（木）15時までに電話で追検査の希望者数（希望しない者の人数を含む）を学校教育課に報告する。
- (4) (2)により電話で連絡を受けた本校の校長は、令和8年2月2日（月）15時までに追検査の受検を希望する者の在学（出身）中学校等の校長に、追検査に係る注意事項を、FAX等により配布する。

3 追検査の実施日時等

- (1) 日時
令和8年2月4日（水）13時から16時05分まで
- (2) 会場
青森県立八戸高等支援学校
住所 八戸市大字鮫町字小舟渡平9-291
電話 0178-32-2854
- (3) 諸検査
ア 学力検査
国語及び数学の2教科
イ 集団行動・作業能力等検査
- (4) 面接・面談
ア 面接は出願者、面談は保護者等（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）に対して行うので、受検には保護者等が必ず同伴すること。
イ まず出願者一人で面接を行い、その後保護者等と一緒に面談を行う。
- (5) 日程
受付時間及び受検する検査は、令和8年2月2日（月）15時までに、出願者の在学（出身）の学校の校長に通知する。

時 間	諸 検 査 等
12:45 ～ 13:00	受 付
13:00 ～ 13:10	オリエンテーション
13:10 ～ 13:15	学力検査についての説明（国語）
13:15 ～ 13:45	学力検査（国語）
13:55 ～ 14:00	学力検査についての説明（数学）
14:00 ～ 14:30	学力検査（数学）
14:35 ～ 16:05	着替え・集団行動・作業能力等検査 着替え・面接・面談

(6) 当日の服装

当日は、制服で来校すること。学力検査終了後にトレーニングウェアに着替え、集団行動・作業能力等検査を行う。その後に制服へ着替え、面接は制服で行う。

(7) 持参するもの

- ・受検票（本検査用に交付された受検票）
- ・筆記用具 {鉛筆（シャープペンシル可）、消しゴム}
- ・トレーニングウェア
- ・上履き
- ・着替え入れ袋

(8) その他

出願者が、病気、交通事故その他やむを得ない事由によって、受検が不可能になったり受付時間に遅れたりする場合には、保護者等は、直ちにその旨を在学（出身）の学校の校長に連絡し、在学（出身）の学校の校長は、生徒名及びその事由について本校の校長に報告する。

4 選抜の方法

- (1) 入学者の選抜に当たっては、調査書、面接、学力検査及び集団行動・作業能力等検査に基づき公正かつ総合的に判定するものとする。
- (2) 病気、交通事故その他やむを得ない事由によって、諸検査及び面接の全部又は一部を受けることができなかった者については、本校の校長が事情を調査の上、調査書等によって選抜を行うものとする。

5 合格者の発表及び通知

追検査に係る合格発表については、産業科の「8 合格者の発表及び通知」による。